

第 2 2 回健康投資WG 事務局説明資料② (健康経営顕彰制度の見直し等について)

令和元年 12月 19日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

健康経営に係る顕彰制度について（全体像）

- 健康経営に係る**各種顕彰制度**を推進することで、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「**従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業**」として社会的に評価を受けることができる環境を整備する。
- 各地域においても、自治体等による健康経営の顕彰制度が広がっている。
- なお、健康経営優良法人2020より、健康経営優良法人（大規模法人部門）認定法人の中で、健康経営度調査結果の上位500法人のみを通称「ホワイト500」として認定する。

全国規模の取組

【 大企業 等 】

健康経営銘柄
原則1業種1社

健康経営優良法人
(大規模法人部門)
通称ホワイト500
最大500法人

健康経営優良法人

健康経営に取り組む法人・事業所
(日本健康会議 宣言4)
※50%ルールなし

健康経営度調査への回答

大企業・大規模医療法人 等

【 中小企業 等 】

健康経営優良法人

健康宣言に取り組む法人・事業所
(日本健康会議 宣言5)
30,000法人

中小企業・中小規模医療法人 等

自治体における取組

(例)

- 青森県 健康経営認定制度
 - ・ 県入札参加資格申請時の加点
 - ・ 求人票への表示
 - ・ 県特別補償融資制度
- 静岡県 ふじのくに健康づくり推進事業所宣言
 - ・ 県によるPR
 - ・ 取組に関する相談・支援
 - ・ 知事褒章への推薦案内 等

※ヘルスケア産業課調べ

首長による表彰

地方自治体による表彰
・認定（登録）

地域の企業 等

健康経営銘柄及び健康経営優良法人への期待

- 平成30年度の健康経営顕彰制度の見直しを行うにあたり、選定・認定された企業や法人に期待する「役割」を改めて整理した。今年度も継続していきたい。



健康経営銘柄

健康経営銘柄の方針は、「東京証券取引所の上場会社の中から『健康経営』に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による『健康経営』の取組を促進することを目指す」こととしている。

健康経営銘柄企業に対しては、健康経営を普及拡大していく「アンバサダー」的な役割を求めるとともに、健康経営を行うことでいかに生産性や企業価値に効果があるかを分析し、それをステークホルダーに対して積極的に発信していくことを求める。



健康経営優良法人（大規模法人部門）※ホワイト500含む

健康経営優良法人の方針は、「健康経営に取り組む優良な法人を『見える化』することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから『従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人』として社会的に評価を受けることができる環境を整備する」こととしている。

大規模法人に対しては、グループ会社全体や取引先、地域の関係企業、顧客、従業員の家族などに健康経営の考え方を普及拡大していく「トップランナー」の一員としての役割を求める。



健康経営優良法人（中小規模法人部門）

健康経営を全国に浸透させるには、特に地域の中小企業における取り組みを広げることが不可欠であり、中小規模法人部門においては、個社に合った優良な取組を実施する法人を積極的に認定することで、健康経営のすそ野を広げるツールとしている。

中小規模法人に対しては、引き続き自社の健康課題に応じた取組を実践し、地域における健康経営の拡大のために、その取組事例の発信等をする役割を求める。



令和元年度健康経営度調査の結果

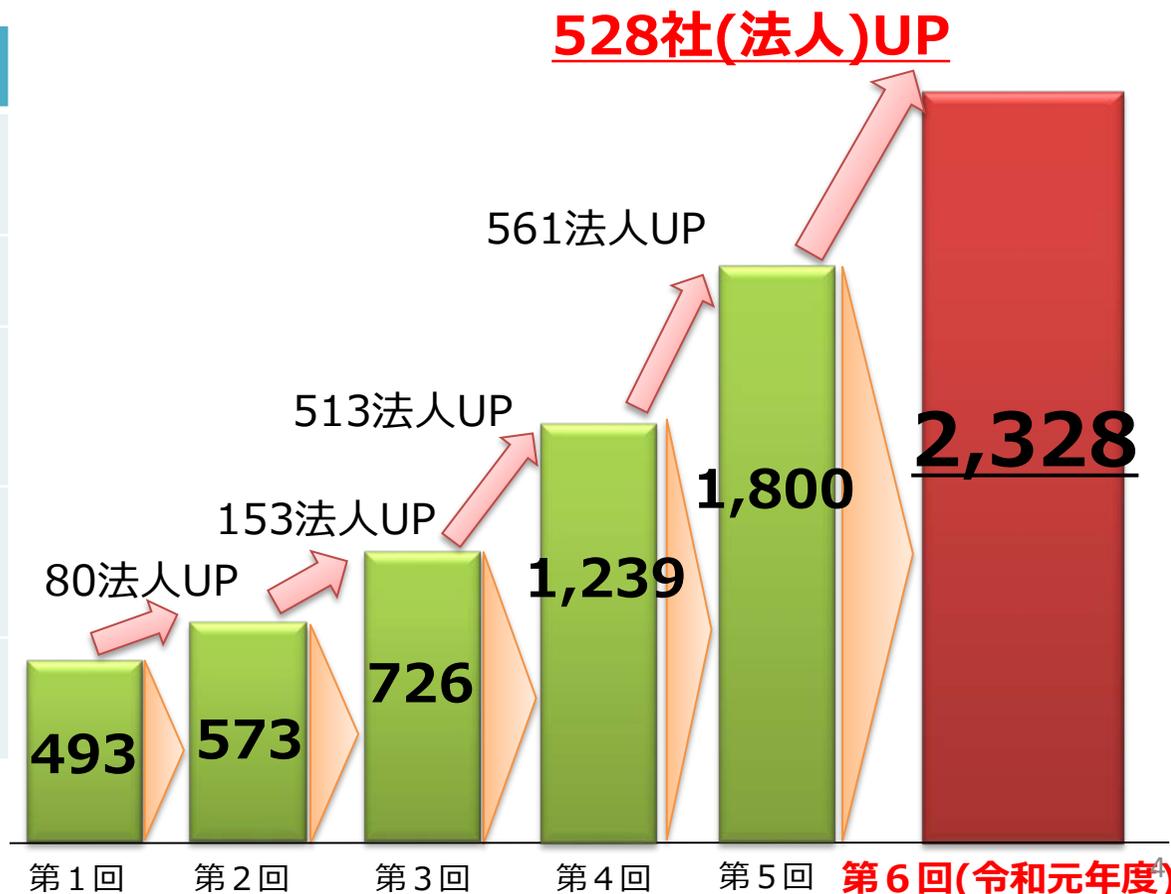
令和元年度健康経営度調査の概要①

- 令和元年度健康経営度調査の回答法人数は、第5回(1,800法人)から528法人増加の「2,328法人」であった。
- 回答法人のうち、上場会社は964社、非上場会社(法人)は1,364社(法人)であり、上場企業の回答企業数は、第5回(859社)から105社増加した。

調査結果概要

調査名	令和元年度 健康経営度調査 (従業員の健康に関する取り組みについての調査)
調査期間	令和元年8月～10月
調査対象	国内の法人組織 (令和元年8月時点)
回答数	2,328社 (法人)
(参考) 前回 回答企業数	1,800社 (法人)

■ 過去6回の回答企業数の変化



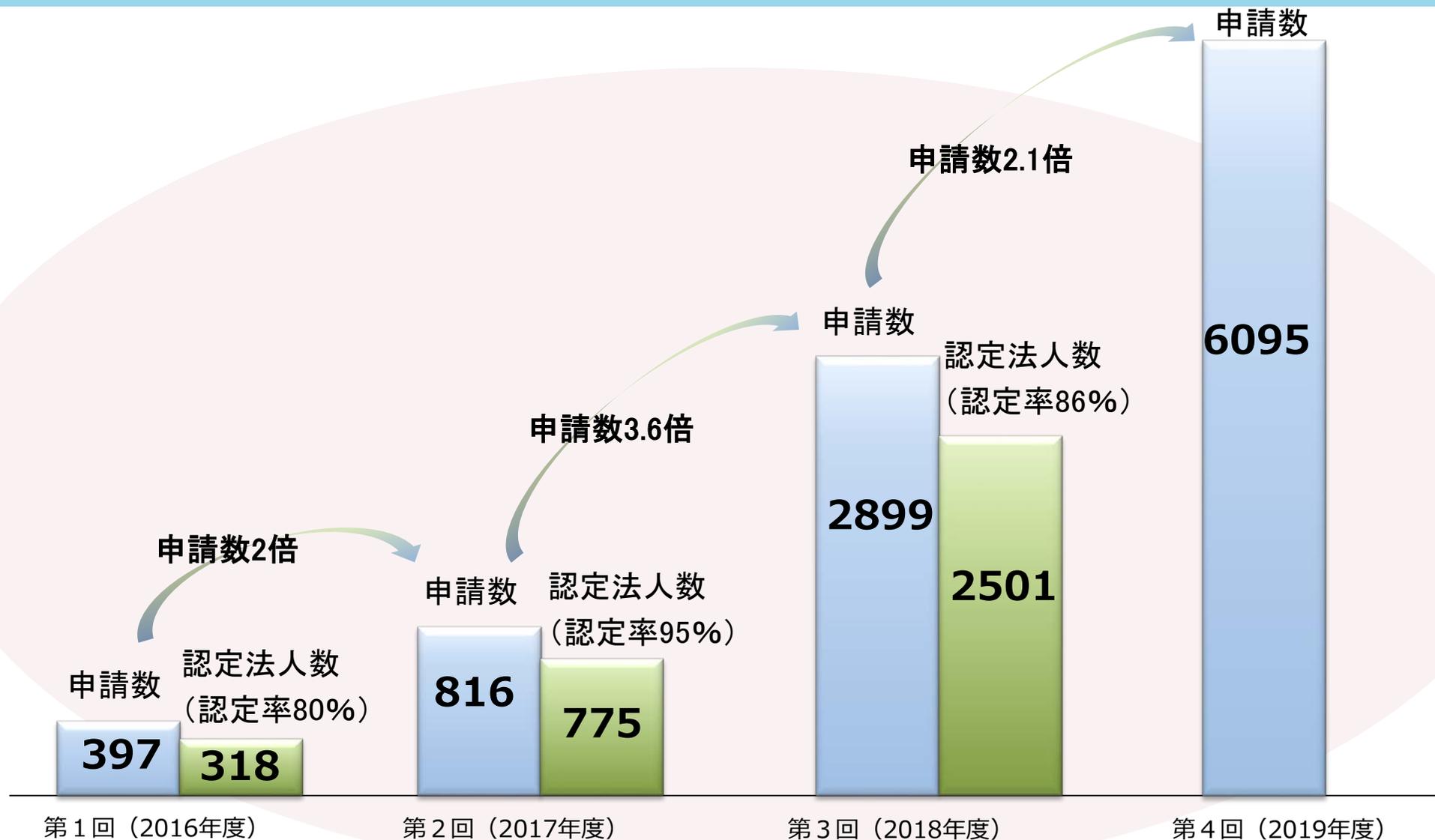
令和元年度健康経営度調査の概要②

- 健康経営度調査の業界回答率は業種による差は存在するものの、上場企業における回答率が3割を超える業種が昨年度の**14業種から18業種に増加した。**

業種名	全回答数 (前年度)	うち上場企業 回答数 (前年度)	上場企業 対象数	上場企業回答率 (前年度)	非上場企業回答数 (前年度)	業種名	全回答数 (前年度)	うち上場企業 回答数 (前年度)	上場企業 対象数	上場企業回答率 (前年度)	非上場企業回答数 (前年度)
水産・農林業	3(3)	3(2)	11	27.3%(18.2%)	0(1)	その他製品	38(29)	24(20)	111	21.6%(19.1%)	14(9)
鉱業	2(2)	2(2)	6	33.3% (33.3%)	0(0)	電気・ガス業	23(18)	18(17)	24	75.0% (70.8%)	5(1)
建設業	98(83)	54(45)	175	30.9% (24.6%)	44(38)	陸運業	42(36)	19(21)	66	28.8%(31.8%)	23(15)
食料品	64(56)	49(45)	127	38.6% (35.2%)	15(11)	海運業	5(5)	4(4)	13	30.8% (30.8%)	1(1)
繊維製品	16(15)	13(15)	55	23.6%(27.3%)	3(0)	空運業	12(11)	2(4)	5	40.0% (80.0%)	10(7)
パルプ・紙	11(10)	9(9)	26	34.6% (34.6%)	2(1)	倉庫・運輸関連業	22(15)	6(6)	39	15.4%(15.4%)	16(9)
化学	88(75)	70(64)	215	32.6% (29.8%)	18(11)	情報・通信業	306(235)	97(78)	460	21.1%(17.8%)	209(157)
医薬品	40(41)	24(25)	67	35.8% (37.9%)	16(16)	卸売業	169(128)	74(65)	336	22.0%(19.4%)	95(63)
石油・石炭製品	7(6)	4(4)	11	36.4% (33.3%)	3(2)	小売業	273(203)	63(56)	364	17.3%(15.4%)	210(147)
ゴム製品	12(10)	11(8)	19	57.9% (42.1%)	1(2)	銀行業	75(66)	56(52)	87	64.4% (58.4%)	19(14)
ガラス・土石製品	12(8)	11(7)	58	19.0%(12.1%)	1(1)	証券、商品先物取引業	8(11)	7(9)	42	16.7%(21.4%)	1(2)
鉄鋼	16(13)	11(10)	45	24.4%(21.7%)	5(3)	保険業	42(37)	6(5)	15	40.0% (38.5%)	36(32)
非鉄金属	20(13)	12(10)	35	34.3% (28.6%)	8(3)	その他金融業	31(27)	16(15)	35	45.7% (41.7%)	15(12)
金属製品	23(21)	16(15)	93	17.2%(16.1%)	7(6)	不動産業	56(40)	24(21)	139	17.3%(15.9%)	32(19)
機械	63(51)	48(43)	232	20.7%(18.5%)	15(8)	サービス業	324(223)	79(69)	469	16.8%(15.5%)	245(154)
電気機器	127(100)	75(70)	250	30.0% (27.1%)	52(30)	その他（医療・社会福祉法人・官公庁等）	162(120)	-	-	-	162(120)
輸送用機器	107(72)	37(31)	95	38.9% (32.6%)	70(41)						
精密機器	31(17)	20(12)	51	39.2% (23.1%)	11(5)	総計	2,328	964	3,776	25.5% (23.0%)	1,36(941)

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）申請状況

- 健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）は令和元年8月30日～令和元年10月31日で申請を受け付けた結果、昨年の2倍を超える6095法人からの申請があった。



健康経営優良法人2021（大規模法人部門）に向けて

後期高齢者支援金の加算・減算制度との関係について

- 健康経営優良法人2020申請に当たって、連名申請する保険者単位の特定健診・保健指導の実施率（2018年度実績）が加算対象の場合は、申請を不可としているが、その結果、主に総合健保所属の法人から、厳しすぎるのではないかといったご指摘が複数あった。
- 健康経営優良法人（大規模法人部門）が保険者との連名申請であることを踏まえると、本来であれば、保険者が加算対象であれば申請を不可とすることを大原則と考えているが、来年度に向けて、一部の法人においては救済措置を設けることも検討したく、ご意見をいただきたい。

連名申請する保険者単位の特定健診・保健指導の実施率（2019年度実績）が加算対象の場合は、申請を不可とする（健康経営優良法人2020と同様）

または

連名申請する保険者単位の特定健診・保健指導の実施率（2019年度実績）が加算対象の場合は、申請を原則不可とするが、一定の条件を満たした法人については救済する

一定の条件（案）

案①

申請を行う法人の保険者加入者数の、保険者全体の加入者数に占める割合が一定の数値（加算対象となる数値、など）未満であり、かつ、法人単位での実施率が一定の数値以上（5割、など）であること

案②

申請を行う法人の保険者加入者数の、保険者全体の加入者数に占める割合が一定の数値（加算対象となる数値、など）未満であり、かつ、健康経営度調査のスコアが一定の数値以上（上位20%以内、など）であること

【参考】健康経営優良法人2019及び2020における誓約事項①

- 厚生労働省において、特定健康診査・特定保健指導の実施率が2017年度実績から公表されるとともに、後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しが行われ、加算対象となる実施率の引き上げが行われている。健康経営優良法人（大規模法人部門）が保険者との連名申請であることを踏まえ、対応方針を検討。
- 健康経営優良法人2019（大規模法人部門）においては、申請法人単位の特定健診・保健指導の実施率（2017年度実績）が加算対象に相当（※）している場合は、2018年度の実施率を向上させることについて、共同申請者である保険者との連名で誓約を求めることとした。
- **健康経営優良法人2020（大規模法人部門）**においては、連名申請する**保険者単位の特定健診・保健指導の実施率**（2018年度実績）が加算対象の場合は、申請を不可とした。

【健康経営優良法人2019】

後期高齢者支援金加算減算制度			健康経営優良法人2019	
	保険者の実施率 (2017年度実績)	法人の実施率 (2017年度実績)	申請時 (2018.11)	(認定後) 法人としての2018年度実績が加算対象相当となった場合(2019.11)
特定健診・保健指導の実施率(加算基準)	0%	0%	×	
	加算対象(0%ではない)	加算対象に相当(0%を含む)	誓約	2019認定取消
	加算対象(0%ではない)	○	○	
	○	加算対象に相当(0%を含む)	誓約	2019認定取消

- ・「後期高齢者支援金加算減算制度」の表中、○は実施率が加算対象ではないことを示す。
- ・「健康経営優良法人認定制度」の表中、○は申請可能、×は申請不可を示す。
- ・なお、「特定健康診査・特定保健指導を行っていること（2018年度の実績において実施率が0%でないこと）」について、誓約事項としている。

【健康経営優良法人2020】

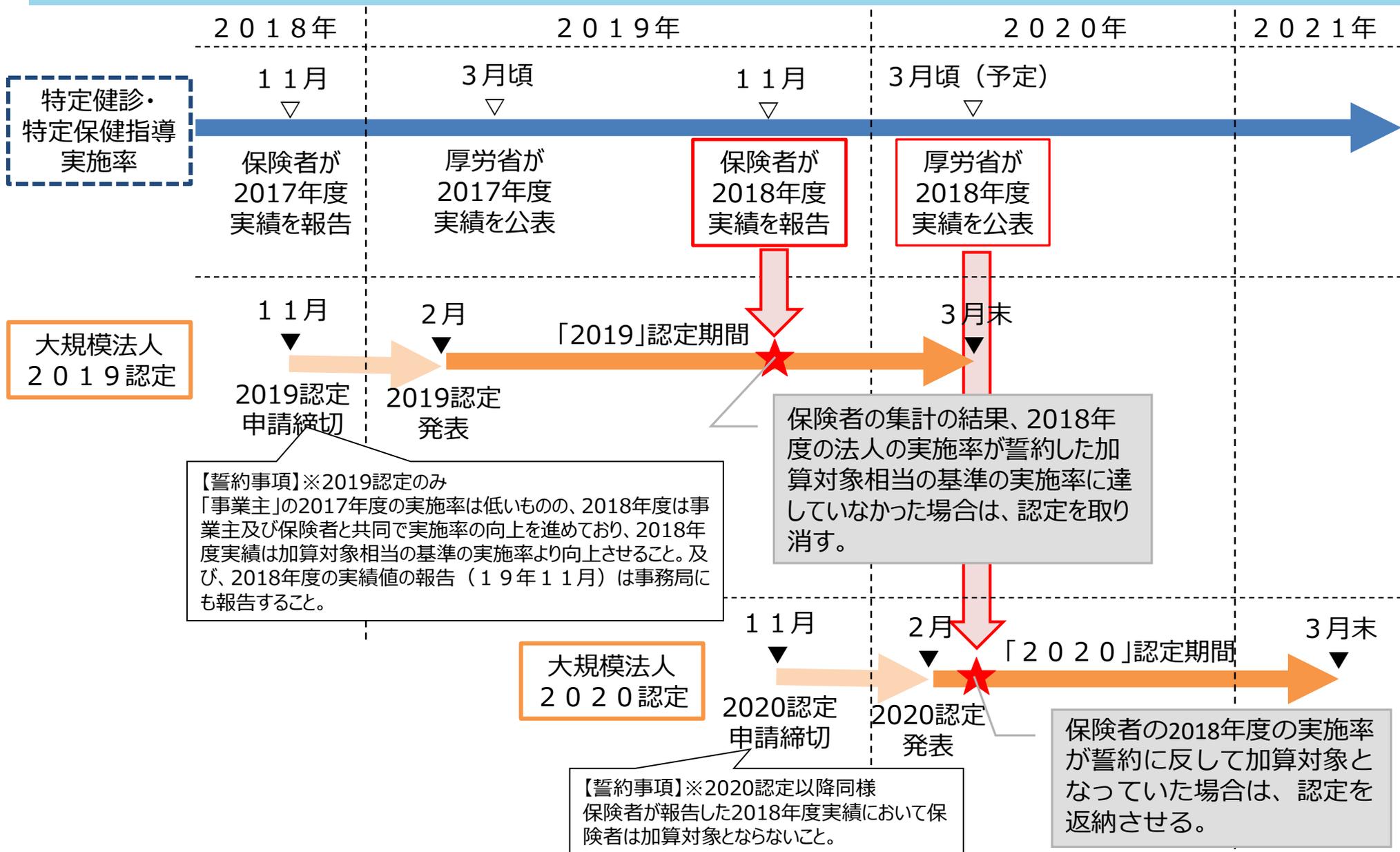
後期高齢者支援金加算減算制度			健康経営優良法人2020	
	保険者の実施率 (2018年度実績)	法人の実施率 (2018年度実績)	申請時 (2019.11)	厚生労働省による実施率公表の数値が申請時と異なっており、加算対象である場合(2020.3)
特定健診・保健指導の実施率(加算基準)	0%		×	
	加算対象(0%ではない)		×	
	○		○	2020認定返納

- ・「後期高齢者支援金加算減算制度」の表中、○は実施率が加算対象ではないことを示す。
- ・「健康経営優良法人認定制度2020」の表中、○は申請可能、×は申請不可を示す。

参考：対象の実施率(2018年度)	単一健保・共済組合(私学共済除く)	総合健保・私学共済・全国土木国保組合
特定健診	57.5%未満	50%未満
特定保健指導	5.5%未満	2.5%未満

【参考】健康経営優良法人2019及び2020における誓約事項②

- 特定健康診査・特定保健指導の実施率と大規模法人部門の関係は以下のとおり。



健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）に向けて

保険者が健康宣言事業を行っていない法人への対応について

- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定にあたっては、法人が加入している**保険者が行う健康宣言事業に参加することが必須**。
- 協会けんぽでは全ての都道府県支部で、健保組合では全ての都道府県連合会で健康宣言事業を行っているが、**その他の保険者、特に国保組合では様々な事情から実施していない場合が多い**。

【今年度の状況】

加入している保険者が健康宣言事業を行っていないため、申請が出来ない旨の申し出が**5件（3組合）**あった。

→全て**国保組合**加入の法人からの申し出

【国保組合の状況】

- 全国に162組合、加入者約277万人（個人が主だが、法人の加入もある）
- 現時点では以下の3組合が健康宣言事業を行っている
全国土木建築国民健康保険組合、東京建設業国民健康保険組合、東京土建国民健康保険組合
- 厚労省国民健康保険課から国保組合関連の団体に働きかけたほか、加入法人からの要望もあり、**来年度から健康宣言事業の実施を検討している国保組合が複数ある**

【今後の論点】

今後以下の論点を検討した上で、健康宣言事業自体のあり方も含めて来年度の対応を決定していく。

- ① 引き続き保険者の健康宣言事業参加を必須とする場合、国保組合において事業を実施出来る体制（組合の規模や加入法人割合等を検討）はあるか
- ② 保険者としての健康宣言事業が困難な場合、それに代わる手段（法人との連携・コラボヘルスを確認する手段）はあるか

(参考) 健康宣言事業について

- 健康宣言の取組は全国健康保険協会大支部の「一社一健康宣言」や、健康企業宣言東京推進協議会の「健康企業宣言」等の先行取組を踏まえ、都道府県単位で実施することで健康宣言運動が全国的な運動となることが期待されていることから、健保連都道府県連合会・全国健康保険協会等においては、引き続き、都道府県単位で健康宣言の制度を運用すること（平成30年度健康保険組合連合会への事務連絡より）
- 日本健康会議の宣言5（協会けんぽ等保険者や商工会議所のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする）における健康宣言の要件

① 保険者が健康宣言等の取組を有していること。

※健保組合については、都道府県連合会が実施または関与している健康宣言事業に参加していることが必須

② 健康宣言の取り組みとして以下の要件を満たしていること（i～iiiのうちからいずれかひとつの項目とivは必須。

v～viiは努力目標）。

- i（企業等が）従業員の健康課題の把握と必要な対策（具体策）の検討を行うこと。
- ii（企業等が）ヘルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメント（具体策）の取組を行うこと。
- iii（企業等が）健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策を実施すること。
- 必須** iv（企業等が）健康宣言の社内外への発信を実施すること。
- v（企業等が）健康づくり担当者を一名以上設置すること。
- vi（企業等が保険者の求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データを提供すること。
- vii（企業等が）従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと（自己申告）。

いずれかひとつ

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の新たな冠①

- 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の認定にあたって、大規模法人部門における「通称ホワイト500」のような冠の新たな設置を検討することとなっている。

認定企業に
期待すること

地域における健康経営の拡大のための取組を行っている。

（例：自社の取組事例の発信、地域の企業の巻き込み、等）

①健康経営優良法人の中でも優れた企業であること

（例：認定要件の選択要件において15項目中全てが適合していること、来年申請書に記載いただくことになっているPDCAができていること、等）

②地域における健康経営の拡大の取組を行っていること

1. 健康経営優良法人申請法人による推薦形式

健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請書において、参考にしてしている企業を記載いただき、その記載が多かった企業。

2. 自主申告による健康経営普及状況確認形式

健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請書において、他社への健康経営普及の取組状況を記載いただき、一定のルールに従い点数化を行い、点数が高い企業。

⇒詳細な基準については来年度の基準検討委員会において議論予定。

※大規模法人部門では自社のさまざまな取組を健康経営度調査において記載いただき、それを点数化して評価する一方で、中小規模法人部門の申請書は健康経営に取り組み始めたばかりの中小企業でも申請しやすい簡易なものとなっており、取組度合いにおいて優劣をつけことは困難。そのため、一定の数値化のルールを設け、透明性の高い選定を行う必要がある。

基準（案）

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の新たな冠②

- 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の認定にあたって、大規模法人部門における「通称ホワイト500」のような冠の新たな設置を検討することとなっている。

認定数

- ① **500選程度**を想定。
- ② 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の**都道府県別認定比率をもとに、割付を行う。**

認定期間

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）と同様。（認定日～翌年3月31日）

名称

健康経営優良法人として**特に優れた取組を実施し、地域のお手本となり健康経営の拡大のための取組を行っていることがわかる名称を、来年一般公募し、次回健康投資WGにおいて議論**する。

【参考】
健康経営銘柄2020及び
健康経営優良法人2020に向けて

「健康経営銘柄2020」の選定方法について

- 健康経営度調査回答企業の中から、以下の流れで健康経営銘柄2020を選定。

「健康経営銘柄」

「健康経営」に優れた企業

「令和元年度健康経営度調査」に回答した企業

東京証券取引所上場会社

＜令和元年11月～12月＞

東証による「財務指標スクリーニング」等の実施

財務指標による一定のスクリーニング等を行った上で、「健康経営銘柄2020」を選定。

- ROE（自己資本利益率）の直近3年間平均が**0%以上**の企業を対象とし、**ROEが高い企業には一定の加点**を行う。
 - **前年度回答企業に対しても一定の加点**を行う。
 - **社外への情報開示の状況についても評価**を行う。
- * 3業種毎原則1社の選定を予定（最大で3社となるが、該当企業がない場合、その業種からは非選定）。
- * **各業種最高順位企業の平均より優れている企業についても銘柄として選定。**
- * TOKYO PRO Market上場会社は対象外。

＜令和元年10月～11月＞

回答結果を元に、健康経営度が上位20%に入り、かつ、必須項目をすべて満たしている企業を銘柄選定企業候補として選定

* 重大な法令違反等がある場合には選定しない。

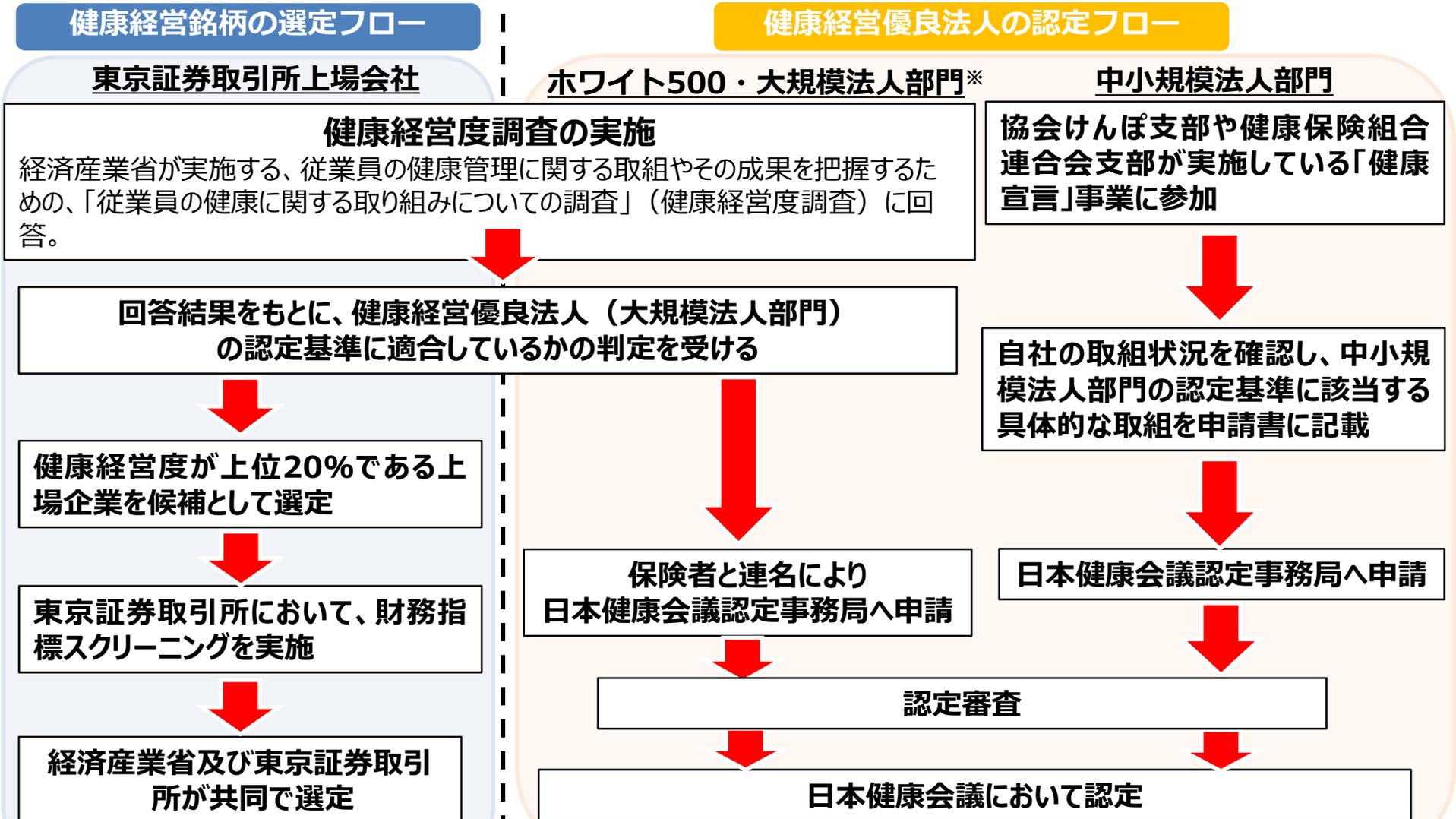
＜令和元年8月～10月＞

「令和元年度健康経営度調査」の実施

経済産業省が、従業員の健康管理に関する取組やその成果を把握するためのアンケート調査を実施。

「健康経営銘柄2020」「健康経営優良法人2020」の選定(認定)フロー

● 「健康経営銘柄2020」及び「健康経営優良法人2020」の選定・認定フローは以下のとおり。



* 原則3業種毎1社の選定 (該当企業がない場合、その業種からは選定なし)

※常時使用する従業員の数が ①卸売業：101人以上 ②小売業：51人以上 ③医療法人・サービス業：101人以上 ④製造業その他：301人以上の法人を「大規模法人」とする

健康経営銘柄2020選定基準及び健康経営優良法人2020（大規模法人部門）認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
				銘柄・ホワイト500	大規模	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須		
			①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	必須	左記①～⑯のうち12項目以上	
2. 組織体制	経営層の体制		健康づくり責任者が役員以上	必須		
	保険者との連携		健保等保険者と連携			
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	②定期健診受診率（実質100%）	左記②～⑯のうち12項目以上	左記①～⑯のうち12項目以上	
			③受診勧奨の取り組み			
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	対策の検討	⑤健康増進・過重労働防止に向けた具体的な目標(計画)の設定 （※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目とする）			
			ヘルスリテラシーの向上			⑥管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること
			ワークライフバランスの推進			⑦適切な働き方実現に向けた取り組み
			職場の活性化			⑧コミュニケーションの促進に向けた取り組み
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨病気の治療と仕事の両立支援			⑨病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑯以外)
			健康増進・生活習慣病予防対策			⑩保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること
						⑪食生活の改善に向けた取り組み
						⑫運動機会の増進に向けた取り組み
			感染症予防対策			⑬女性の健康保持・増進に向けた取り組み
			過重労働対策			⑭従業員の感染症予防に向けた取り組み
メンタルヘルス対策			⑮長時間労働者への対応に関する取り組み			
受動喫煙対策	⑯メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須			
4. 評価・改善	取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須			
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※「誓約書」参照	定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など		必須			

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）の認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須	
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上	
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定 (※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目とする)				
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	対策の検討	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち少なくとも1項目
			ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
			職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
			病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑩以外)	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち3項目以上	
			健康増進・生活習慣病予防対策		⑩食生活の改善に向けた取り組み
⑪運動機会の増進に向けた取り組み					
⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み					
感染症予防対策		⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み			
過重労働対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み			
メンタルヘルス対策		⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須			
4. 評価・改善		保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告) ※誓約書参照			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須	

左記①～⑮のうち7項目以上

令和元年度の健康経営顕彰制度のスケジュール

- 「健康経営銘柄2020」及び「健康経営優良法人2020」に係るスケジュールは以下のとおり。

